

香川県産オリーブ関連商品認証審査会設置要領

第1 趣旨

この要領は、香川県産オリーブ関連商品認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3の4の規定に基づき、香川オリーブ関連商品認証審査会（以下「審査会」という。）に關し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査会の組織

- 1 審査会は、審査委員10人以内で組織する。
- 2 審査委員は、一般財団法人かがわ県産品振興機構（以下、「機構」という。）理事長のほか、流通・小売、商品開発、知的財産、情報発信等に関する専門知識を有する者の中から理事長が必要と認める者を理事長が委嘱し、又は任命する。
- 3 審査委員長は、機構理事長が務めるものとする。

第3 審査委員の任期

- 1 審査委員の任期は、1年とする。ただし、任期途中の審査委員に欠員が生じたときは、これを補充でき、補充された審査委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 審査委員は、再任することができる。

第4 審査会の開催

審査会は、要綱第2に定める認証の申請があった場合又は同第7に定める認証の取消しに該当する案件が生じた場合、その他必要と認める場合に審査委員長が招集し、開催する。

第5 審査会の運営

- 1 審査委員長は、審査会の議長となる。
- 2 審査会は、3分の2以上の審査委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 商品の認証は、出席審査委員の過半数をもって決する。
- 4 審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

第6 会議の公開

審査会の会議は、非公開により行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は平成31年4月1日から施行する。